



福井労働局

厚生労働省

～ふくいの「働く」を支えます～

Press Release

令和6年12月6日

【照会先】

福井労働局労働基準部賃金室

室長 木村 和晴

室長補佐 川口 ひろみ

電話 (0776) 22-2691

報道関係者 各位

福井県衣服製造業最低工賃について改正を諮問

福井労働局(局長 石川良国)は、本日開催の福井地方労働審議会家内労働部会において、第14次最低工賃新設・改正計画に基づき、令和6年度の福井県衣服製造業最低工賃の改正を諮問しました。

今後、同審議会等では、令和7年4月上旬発効を目指して、福井県衣服製造業最低工賃の改正決定に向けた具体的な審議が行われます。

参考 現在の福井県衣服製造業最低工賃の金額

福井県衣服製造業最低工賃改正のお知らせ

効力発生の日 **令和4年4月22日**



- I** 適用される家内労働者、及び委託者の範囲
福井県の区域内で婦人服製造業、スポーツ服製造業又は下着製造業に係る業務に従事する家内労働者及びこれらの業務を委託する委託者
- II** 最低工賃額 次に掲げる品目及び工程区分に応じ金額欄に掲げる金額

1 婦人服製造業			
品目	工程	規格	金額
スカート 又は スラックス	糸くず取り		1枚につき 22円
	かぎホック付け		1組につき 34円
	糸ループ付け	手編みに限る	1枚につき 25円
	スナップ付け		1組につき 26円
	ボタン付け	根巻きに限る	1個につき 14円
		根巻き以外のもの	1個につき 11円
	×印しつけ止め		1か所につき 7円

2 スポーツ服製造業			
品目	工程	規格	金額
トレーニング シャツ	糸くず取り		1枚につき 16円
	オープンファスナー 付け	ステッチ入れを含む	1枚につき 96円
トレーニング パンツ	糸くず取り		1枚につき 13円
	腰ひも通し	両端結びを含む	1枚につき 9円
	ファスナー付け		1枚につき 60円

3 下着製造業			
品目	工程	規格	金額
スリッパ	カットワーク	上下2か所以上カットワークするもの	1枚につき 25円
	糸くず取り	18か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき 16円
スリーマー	糸くず取り	11か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき 11円
ショーツ	糸くず取り	9か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき 10円

お問い合わせは

福井労働局 賃金室 ☎0776(22)2691

または

福井労働基準監督署

武生労働基準監督署

敦賀労働基準監督署

大野労働基準監督署

☎:0776(54)7722

☎:0778(23)1440

☎:0770(22)0745

☎:0779(66)3838

家内労働法を守りましょう！

1 「家内労働手帳」を家内労働者に交付して、委託の都度、記入しましょう

- 委託者が家内労働者に仕事を委託する時は、無用なトラブルが生じないように、あらかじめ工賃などの委託条件をはっきりさせておく必要があります。
- 家内労働法では、家内労働者に仕事を委託するに当たって、委託者は家内労働者に「家内労働手帳」を交付し、必要な事項を記入すべきことを定めています。

伝票式家内労働手帳 モデル様式

伝票式家内労働手帳
様式第1

基本委託条件の通知

平成 年 月 日

家内労働者	氏名		氏名	
	性別	生年月日	名称	
補助者	住所		所在地	
	TEL		TEL	

基本的な委託条件等は、次のとおりですので御承諾下さい。
なお、御承諾の場合は御承諾願います。

工賃の支払方法	支払場所	イ 家内労働者宅	ロ グループリーダー宅
	支払期日	イ 毎月 日締め、()日払い	ロ 納品の都度払い
物品の受渡し場所	イ 家内労働者宅	ロ グループリーダー宅	
	イ 委託者の営業所	ロ その他 ()	

注) 家内労働を始めた日から2年間保存してください。

原材料の受渡しの都度 (注文伝票)

伝票式家内労働手帳
様式第2

注文伝票

平成 年 月 日

品名	数量	単価	納期	備考

工賃支払期日 平成 年 月 日(「基本委託条件の通知」による)。

注) 記入した日から2年間保存して下さい。

物品の受渡しの都度 (受入伝票)

伝票式家内労働手帳
様式第3

受入伝票

平成 年 月 日

品名	数量	単価	金額	製品の受領印	備考

注) 記入した日から2年間保存して下さい。

(注) 「家内労働手帳」は、法律で定める事項が記載されていれば、伝票形式など別の形式でも差し支えありません。

2 工賃は、原則として現金で、その全額を1か月以内に支払しましょう

- 工賃は、原則として、**現金**でその**全額**を支払わなければなりません。
ただし、家内労働者の同意がある場合には、以下の方法によって支払うことができます。
①郵便為替 ②銀行等の預金口座への振り込み ③郵便振替口座への振り込み又は振り替え
- 工賃は、家内労働者から製品を受け取ってから**1か月以内**に支払わなければなりません。
毎月一定期日を工賃締切日として定めている場合は、その工賃締切日から**1か月以内**に支払わなければなりません。

3 「最低工賃」を守りましょう

福井県においては、「**福井県衣服製造業最低工賃**」(表面に記載)と「**福井県眼鏡製造業最低工賃**」が決められています。

これらの仕事を委託している場合には、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

4 労働基準監督署に届出ましょう

委託状況届

委託者は、委託する仕事の内容や家内労働者数などについて、

①委託者になったとき ②毎年、4月1日現在の状況を、4月30日までに

委託者の営業所を管轄する労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に届け出なければなりません。

家内労働死傷病届

委託者は、家内労働者又は補助者が、委託した業務に関して、**負傷**したり、**病気**にかかって**4日以上**休業した場合、又は死亡した場合には、遅滞なく、委託者の営業所を管轄する労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に届け出なければなりません。